# 省　令

**○厚生労働省令第二十五号**

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）の施行に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十日

厚生労働大臣　根本　匠

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の一部を改正する省令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平成二十三年厚生労働省令第百十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。<br>一　次のいずれにも該当する市町村（特別区を含む。以下同じ。）であること。<br>イ　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所に限る。）又は子ども・子育て支援法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。⑷において「教育・保育給付認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童であって特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数が百人以上であること。 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。<br>一　次のいずれにも該当する市町村（特別区を含む。以下同じ。）であること。<br>イ　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所に限る。）又は子ども・子育て支援法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する支給認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。以下「支給認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童であって特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数が百人以上であること。 |

| (1)～(3)　（略） | (1)～(3)　（略） |
| --- | --- |
| (4)　教育・保育給付認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等以外の特定教育・保育施設等又は(2)に規定する事業若しくは(3)に規定する施設を利用することができる児童 | (4)　支給認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等以外の特定教育・保育施設等又は(2)に規定する事業若しくは(3)に規定する施設を利用することができる児童 |
| イ　（略） | イ　（略） |
| ロ　（略） | ロ　（略） |
| 二　（略） | 二　（略） |

**附　則**

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

# 規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年七月十日

人事院総裁　一宮なほみ

**人事院規則一七―〇―一二九**

**人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則**

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣の部内閣官房の項中「総理大臣官邸事務所長」を「公文書監理官　総理大臣官邸事務所長」に改め、同部内閣法制局の項中「法令調査官」を「公文書監理官　法令調査官」に改める。

別表内閣府の部内部部局の項中「政策立案総括審議官」を「政策立案総括審議官　公文書監理官」に改め、同部成年後見制度利用促進委員会事務局の項を削る。

別表宮内庁の部内部部局の項中「宮務参事官」を「宮務参事官　公文書監理官」に、「東宮職事務主管補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。）」を「上皇職事務主管補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。）　東宮職事務主管補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。）　皇嗣職事務主管補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。）」に改める。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「サイバーセキュリティ・情報化参事官」を「公文書監理官　サイバーセキュリティ・情報化参事官」に改め、「審決訟務室長」を削り、「課長補佐（管理）　課長補佐（人事）」に改める。

別表個人情報保護委員会の部事務局の項中「政策立案参事官」を「政策立案参事官　公文書監理官」に、「人事係長」を「人事係長　管理専門職」に改める。

別表金融庁の部内部部局の項中「政策立案参事官」を「政策立案参事官　公文書監理官」に改める。

別表消費者庁の部内部部局の項中「参事官」を「公文書監理官　参事官」に、「課徴金審査官　保健表示室長」を「課徴金審査官」に改める。

別表復興庁の部復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織の項中「審議官」を「審議官　公文書監理官」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「政策立案総括審議官」を「政策立案総括審議官　公文書監理官」に、「女性活躍・人材活用推進室長」を「女性活躍・人材活用推進室長　応援派遣室長」に、「首席分類銘柄情報官　労働力人口統計室長」を「労働力人口統計室長　経済センサス室長」に改める。